

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画

女性が職業生活においてその能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

### 2. 内 容

目標1：管理職に占める女性労働者の割合を65%以上にするを目指す。

〈取り組み〉

従来、男性管理者が中心であった職場でも役職者に女性を積極的に登用していく。

目標2：男性の育児休暇取得者が年間2人以上になるを目指す。

〈取り組み〉

過去3年で4人の取得実績があるが昨年（令和3年）度は0人であった。出生時育休の法制化も始まることから職員への周知を徹底していく。

### 3. 公表情報（令和3年度）

- |                    |      |
|--------------------|------|
| 1) 労働者に占める女性労働者の割合 | 71%  |
| 2) 女性の育児休業取得率      | 100% |
| 3) 管理職に占める女性労働者の割合 | 60%  |